

公 示 送 達 書

下記の書類について、地方税法第20条の2及び香美市税条例第18条の規定により公示送達する。
当該書類は、香美市役所において保管し、送達を受けるべき者から申出があったときは、いつでも交付する。
なお、当該書類を受領しない場合において、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされる。

令和8年8月13日

香美市長 依光 晃一郎

記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名又は名称	備考
令和8年度 国民健康保険税 納税通知書	小松 誠	居住地不明
令和8年度 国民健康保険税 決定(更正)通知書	HAUTAOJA TONI NIKOLAI ALEKSANTERI	居住地不明
令和8年度 国民健康保険税 納税通知書	VALDEZ VANESSA LUBID	国外転出
令和8年度 国民健康保険税 納税通知書	森井 秀一	居住地不明
令和8年度 国民健康保険税 納税通知書	SALIPEN WINDA ESLAO	国外転出
令和8年度 国民健康保険税 納税通知書	VUONG THI MINH TRANG	国外転出
令和8年度 国民健康保険税 納税通知書	THIAN TUN AUNG	居住地不明

書類の保管場所：市民保険課保険係